

愛川町森林整備計画の策定にあたり、パブリック・コメント手続を実施しない理由について

森林法第10条の5第1項の規定に基づき、市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林について、5年ごとに10年を一期とする市町村森林整備計画をたてることとされております。また、同条第4項の規定により、市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならないとされ、令和4年12月に策定した神奈川地域森林計画に則した内容とするため、愛川町森林整備計画を策定するものです。

なお、本計画は、森林法第10条の5第7項の規定により、縦覧等の手続きが義務付けられていることから、町自治基本条例第19条第2項第1号の規定により、パブリック・コメント手続を実施しないこととしたものです。